

令和8年度

乳幼児家庭外出支援事業

京都府ベビーケアルーム設置促進事業補助金

〈質問集〉



京都府健康福祉部 こども・子育て総合支援室

目 次

- Q 1 ベビーケアルームの設置数の想定はどうか。
- Q 2 既に授乳室が設置されている施設は対象となるか？
- Q 3 1つの法人・団体が複数の施設への設置を申請することは可能か。
- Q 4 1つの施設に複数のベビーケアルームを設置申請することは可能か。
- Q 5 1つの施設とはどのような形態を指すか。
- Q 6 施設設置者と施設管理者が異なる場合、どちらが申請すればよいか。
- Q 7 既存の授乳室の改修は対象か。
- Q 8 今までベビーケアルーム（授乳室）として使用していなかった部屋をベビーケアルームへ改修したり、オムツ替えスペースしかなかった場所を授乳も可能なベビーケアルームへ改修する場合は対象となるか。
- Q 9 既存の授乳室の備品の追加購入や、既存の授乳室の老朽化に伴う備品の入れ替えに係る経費は対象か。
- Q 10 き型ベビーケアルームは、例示されたものだけが対象か。
- Q 11 ベビーケアルーム内で必要となる備品などは、どのようなものが対象となるのか。
- Q 12 新設するベビーケアルームに空調設備を設置する費用は対象となるか。
- Q 13 既存施設・設備を撤去してベビーケアルームを設置する場合、既存施設・設備の撤去費用は対象となるか。
- Q 14 大部屋の一部をカーテンで区切ってベビーケアルームを整備する場合も対象か。
- Q 15 ランニングコスト（清掃費や電気代）室内に設置する消耗品は対象となるのか
- Q 16 イベントの時のみベビーケアルームを設置したいと考えるが対象か。また、その時に利用するポータブル電源は対象か。
- Q 17 ベビーケアルームで利用するポータブル電源は対象か。
- Q 18 ベビーケアルーム内にタブレットを設置したいと考えているが、その購入費用は対象となるか。
- Q 19 本社は府外であるが、設置予定の施設が京都府内にある場合は対象となるか。
- Q 20 他の補助金と重複して申請することは可能か。

Q 1 ベビーケアルームの設置数の想定はどうか。

A

- 設置するベビーケアルームのタイプにより、必要な経費が異なるため、総数については、申請状況次第となりますが、府内全域に 40 か所程度ベビーケアルームを設置することを想定しています。

Q 2 既に授乳室が設置されている施設は対象となるか？

A

- 対象です。事前協議時に、追加設置が必要な理由等を記載してください。ただし、授乳室が未整備の施設への導入を優先する予定です。

Q 3 1つの法人・団体が複数の施設への設置を申請することは可能か。

A

- 1つの法人・団体が、複数の施設への設置を申請することは可能です。ただし、選定委員会により、予算の範囲内で設置先を選定するため、採択を保証するものではありません。

例) 同一法人において

A 施設 400 万円 × 1 台

B 施設 400 万円 × 1 台 ⇒ 2 施設とも申請可

Q 4 1つの施設に複数のベビーケアルームを設置申請することは可能か。

A

- 1施設あたりの補助限度額 400 万円（屋内設置の場合）の範囲内であれば、複数申請いただくことは可能です。ただし、選考委員会により予算の範囲内で設置先を選定するため、採択を保証するものではありません。

例) 1施設において

・ 200 万円 × 2 台（1 階及び 2 階に設置） ⇒ 申請可

・ 100 万円 × 4 台（広い施設の各所に設置） ⇒ 申請可

・ 200 万円 × 1 台及び 250 万円 × 1 台（同一施設内に設置） ⇒ 申請可

（ただし、補助限度額は 400 万円）

Q 5 1つの施設とはどのような形態を指すか。

A

- 同一の敷地内に複数の建物等がある場合であっても、一体のものとして管理・運営されているものは、1施設とします。管理・運営の形態等によって個別判断が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

Q 6 施設設置者と施設管理者が異なる場合、どちらが申請すればよいか。

A

- 原則、施設設置者から申請してください。
ただし、設置・運営形態が施設により異なると考えられるため、設置するベビーケアルームが継続的に設置・管理・運営できることを前提として申請者を検討していただいてかまいません。

Q 7 既存の授乳室の改修は対象か。

A

- 今回は、ベビーケアルームの新設・増設が対象であり、既存のベビーケアルーム、授乳室の改修は対象外となります。

Q 8 今までベビーケアルーム（授乳室）として使用していなかった部屋をベビーケアルームへ改修したり、オムツ替えスペースしかなかった場所を授乳も可能なベビーケアルームへ改修する場合は対象となるか。

A

- ベビーケアルームの新設に該当するため対象となります。

Q 9 既存の授乳室の備品の追加購入や、既存の授乳室の老朽化に伴う備品の入れ替えに係る経費は対象か。

A

- 対象外です。
- 授乳・搾乳も可能な個室スペースを備えたベビーケアルームの新設、増設を対象としていますので、既存のベビーケアルーム内に設置するオムツ交換台やベビーベッドを導入する場合の経費は対象となります。

Q 10 置き型ベビーケアルームは、例示されたものだけが対象か。

A

- ベビーケアルーム㊶～㊸として示したものはあくまでも例示であり、その他のベビーケアルームでも対象となります。

Q11 ベビーケアルーム内で必要となる備品などは、どのようなものが対象となるのか。

A

- 授乳用ソファ、おむつ替えシートなど、ベビーケアルームの要件を満たす上で必要と認められる備品が対象になります。
- 各施設で検討・申請された備品については、ベビーケアルームに必要と認められれば補助の対象となります。（補助限度額は変わりません）
- ただし、保守管理費用等のサポートプランなどはランニングコストとみなし、補助対象外です。

Q12 新設するベビーケアルームに空調設備を設置する費用は対象となるか。

A

- 屋外に設置するベビーケアルームなど、暑さ・寒さ対策として空調設備が必要と考えられる場合は対象となります。

Q13 存施設・設備を撤去してベビーケアルームを設置する場合、既存施設・設備の撤去費用は対象となるか。

A

- ベビーケアルームの整備を行うために必要な本工事費、付帯工事費等は補助対象となりますが、既存設備の撤去費用は対象外となります。
（例）物置を撤去し、その場所に置き型ベビーケアルームを設置する場合、物置の撤去費用は対象外

Q14 大部屋の一部をカーテンで区切ってベビーケアルームを整備する場合も対象か。

A

- 個室で安心して利用できるベビーケアルームを設置する場合は補助の対象となるため、単純に部屋をカーテンで区切るような場合は補助対象外となります。

Q15 ランニングコスト（清掃費や電気代）、ベビーケアルーム内に設置する消耗品は対象となるのか。

A

- 清掃費や電気代などのランニングコストや、ベビーケアルーム内に設置するおしりふきや使い捨てチェアカバーなどの消耗品等は対象外です。

Q16 イベントの時のみベビーケアルームを設置したいと考えるが対象か。

A

- 常設設置されるベビーケアルームが補助対象となります。

Q17 ベビーケアルームで利用するポータブル電源は対象か。

A

- ポータブル電源などの汎用性のある物品の購入は、補助対象外です。

Q18 ベビーケアルーム内にタブレットを設置したいと考えているが、その購入費用は対象となるか。

A

- パソコンやタブレット等の汎用性のある物品の購入は対象外です。
- ただし、ベビーケアルームに一体化されている場合は対象となります。

Q19 本社は府外であるが、設置予定の施設が京都府内にある場合は対象となるか。

A

- 本事業では、京都府内に設置するベビーケアルームを補助対象としており、団体等の所在地は問いません。

Q20 他の補助金と重複して申請することは可能か。

A

- 国、地方公共団体又は民間団体からの他の補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業については、対象外です。
(本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています)